

<裁判例 No.20>

東京地裁令和4年12月19日

【出典】

D1-Law〔28311105〕

先物取引裁判例集86号121頁

【取引類型】

商品先物

【原告の属性】

原告は、平成31年3月6日、破産者の破産手続開始決定を受け、破産管財人として選任された弁護士である。破産者は、昭和49年生まれの男性であり、平成17年5月に株式会社を設立し、本件当時、従業員20人を有する株式会社の代表取締役であった。破産者には本件取引開始時までに商品先物取引の経験などデリバティブ取引の経験はなかった。

【違法要素】

新規委託者保護義務違反→○

両建回避・指導助言義務違反→○

誠実公正義務違反（違法な反復売買）→○

【指導助言義務に関する判示】

本件取引においては、別紙建玉分析表のとおり、取引開始後わずか1週間後に両建となり、その後も多数の両建がされたことが認められる。

この点確かに、前記1に認定したとおり、Bは、「取引のリスク・売買手法のご説明」（乙9）と題する書面を破産者に交付し、破産者もこれを受けて「両建申出書」（乙10）をBに対して交付していることが認められるから、Bが両建の意義、特性について、破産者に対して一応の説明をしたことは認められるところである。

しかしながら、これまで商品先物取引等のデリバティブ取引が未経験であった破産者が、わずか取引開始後1週間程度の時期において、上記書面に記載された程度の説明で、両建の特性や危険性について十分に理解し得たかについては相当に疑問があるものといわざるを得ない。

そして、このような観点から同一限月同一枚数の両建の勧誘行為及び両建取引の仕組みを理解していない委託者からの異限月異枚数の両建の委託を受けることを禁止した商品先物取引法214条8号及び同法施行規則103条1項9号の趣旨に照らしてみると、本件

においてBが破産者に対してした勧誘行為は、商品先物取引による危険をコントロールすることができない事態に陥らないよう顧客に指導助言すべき義務に違反し、違法というべきものであると認められる。

この点について、被告は、「取引のリスク・売買手法のご説明」と題する書面（乙9）を基に、破産者に両建の長所と短所を説明し、両建の意義、機能を破産者が理解したからこそ、両建申出書（乙10）を提出している旨主張する。

しかしながら、商品先物取引は、もともと相場変動の大きいリスクの高い取引であるところ、相場変動要因が世界的事象にわたり、かつ複雑に絡み合うため、投資判断を的確に行うには極めて専門的な知識と経験を有する取引である。

そして、相場変動要因は、商品ごとに異なるものであり、商品ごとに専門的な知見が必要となる上、的確な予想をするためには、そのような相場変動要因が値動きに対してどのように影響するのかを検討する能力や経験も必要となる。

とりわけ、両建については、一定の効用もある反面、両建をすることによってその分多くの手数料を要する上、売建玉と買建玉のそれぞれに限月があることにより、いずれ両方とも仕切らざるを得ず、それぞれの建玉を仕切る時期を見極めるのは極めて困難な取引であるといえることができる。

そうすると、商品先物取引等のデリバティブ取引について未経験であった破産者が、「取引のリスク・売買手法のご説明」と題する書面（乙9）に記載された程度の説明を受けて、両建の短所や危険性を十分に理解して両建申出書を提出したとは到底認め難いものというべきであるから、被告の主張は採用することができない。

特定売買比率、手数料率、月間売買回転率がいずれも高率であることは、本件取引が業者側の誘導によってされたものであることを推認させる事実であるといえるから、商品先物取引業者の側が、顧客に対して経済的利益に配慮して説明し、指導助言すべき注意義務を怠っていなかったことを立証しない限り、商品先物取引業者の担当従業員が、誠実公正義務に違反して、商品先物取引業者の利益を図るために取引全体を誘導したものと認めるのが相当である。

【指導助言義務の発生根拠】

商品先物取引法214条8号及び同法施行規則103条1項9号の趣旨

【過失相殺】

5割